

# 慰謝料額算定の適正化を求める立法提言

2022年（令和4年）9月16日

日本弁護士連合会

## 第1 提言の趣旨

民法第710条（財産以外の損害の賠償）を同条第1項に改め、同条に、第2項として「前項の損害賠償の額を定める場合には、裁判所は、侵害行為の態様、故意又は重大な過失の有無、侵害された権利又は法律上保護される利益の性質、当事者の関係その他一切の事情を考慮する」との条項を新設することを提言する。

## 第2 提言の理由

### 1 我が国における慰謝料額算定の問題点

#### (1) はじめに一損害賠償額、特に慰謝料額の認定が十分でないこと

① 市民の権利を保障し、利用しやすく頼りがいのある公正な民事司法を実現する観点から、損害賠償責任が認められる事案における損害賠償額を適正な水準とすることは重要な課題である。2001年（平成13年）6月12日に発表された司法制度改革審議会意見書においても、「損害賠償の額の認定については、全体的に見れば低額に過ぎるとの批判があることから、必要な制度上の検討を行うとともに、過去のいわゆる相場にとらわれることなく、引き続き事案に即した認定の在り方が望まれる」として、適正な損害賠償額の認定が可能となるような制度の検討を行うことが提言されている（同意見書33頁～34頁）。

② 当連合会も2011年（平成23年）5月27日の第62回定期総会で採択した「民事司法改革と司法基盤整備の推進に関する決議」において、填補賠償を超えた損害賠償制度、違法行為抑止や違法利益はく奪を目的とする損害賠償制度を含め、事案に即した現在よりも高額な賠償の認定を可能とする損害賠償制度の改善改革の検討を提言している。この課題は、その後策定された当連合会の民事司法改革グランドデザイン（最新の改定は2022年（令和4年）2月18日）においても「損害賠償制度の改革の検討」として盛り込まれ、また、2011年（平成23年）11月11日の第17回弁護士業務改革シンポジウム、2014年（平成26年）9月20日の第26回司法シンポジウム等でもテーマとして取り上げられている。

- ③ さらに、民事司法制度の利用者を含め各界の有識者を集めて民事司法の改革の必要性と課題を議論した民事司法を利用しやすくする懇談会最終報告書（2013年（平成25年）10月30日）においても、主に慰謝料の請求がなされる名誉棄損、セクシュアルハラスメントの場合などを例に挙げ、被った損害が十分に填補されていない現状にあるとの認識が示されている（18頁～）。
- ④ 政府の動向としても、2019年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針（いわゆる骨太の方針）2019」において、「民事司法制度改革を政府全体として進める」旨が掲げられ、民事司法制度改革を、司法制度改革推進法の理念に則って推進することが、政府方針として決定されている。

## (2) 当事者代理人のアンケート結果等

我が国の損害賠償において認定される損害額、特に慰謝料額について、被害者の被害感情の十分な慰謝の水準にほど遠い場合があるとの評価・認識は、損害賠償請求実務を担い、依頼者である当事者に直接接している代理人弁護士を対象としたアンケート結果にも表れている。

当連合会が実施した第26回司法シンポジウム（2014年（平成26年）開催）で実施した民事裁判・家庭裁判所に関するアンケート調査の結果によれば、物的損害や逸失利益の認容額につき、想定していた金額と比較して「ちょうど良い」と回答した会員が最も多かった（物的損害で597名（53.6%）、逸失利益で470名（42.2%））。これに対し、精神的損害については「想定より低い」と回答した者が最も多く、532名（47.8%）に及んでおり、「ちょうど良い」と回答したのは307名（27.6%）に過ぎなかった。

このように、我が国では、精神的損害額が認定される多くの分野において、その水準が低い傾向にあることは、弁護士の多くが実務経験を通じて感じていることが裏付けられる。以上のような実態があることから、裁判をしても認められる損害賠償金額が低額であることを理由に提訴を断念している者も少なからず存在し、そのような者の権利が実現されていないことも、多くの弁護士が経験しているところである。特に、セクハラ・パワハラ等のハラスメント被害、DV・ストーカー被害、性暴力被害、いじめ・虐待、ペットに対する被害等において慰謝料額が不十分であることは、代理人弁護士のほとんどが共有している認識と考えられる。

## (3) 小活

以上のような事情に鑑みれば、慰謝料額の算定については、現行損害賠償制度の改革や運用の見直しを具体的に検討して、その適正化を図るのが相当である。

## 2 具体的な提言の内容

このような慰謝料額の算定が被害者の救済にとって不十分であるという点を是正するため、慰謝料額算定に当たっての考慮すべき事由を法文上で例示的に列挙し、裁判所の裁量により適正な慰謝料額を算定し得るような措置を講じることを提案する。

具体的な制度設計としては、民法の改正による対応として、民法第710条（他人の身体、自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人の財産権を侵害した場合のいずれであるかを問わず、前条（第709条）の規定により損害賠償の責任を負う者は、財産以外の損害に対しても、その賠償をしなければならない。）の次項（第2項）として、「前項の損害賠償の額を定める場合には、裁判所は、侵害行為の態様、故意又は重大な過失の有無、侵害された権利又は法律上保護される利益の性質、当事者の関係その他一切の事情を考慮する」等の規定を新たに設ける方策などが考えられる。なお、上記の条項案の考慮事由はあくまで例示であり、被害者の苦痛の程度や当該行為に対する社会的評価など、慰謝料額の算定に当たり他に考慮すべき事由があればそれについても追加して条文化するのが相当である。

## 3 提言の理由

上記の条項案は、現行の裁判実務において、慰謝料額の算定に当たっては諸般の事情を参酌等すべきとしていることを踏まえて、既に裁判例で認められている主要な考慮事項を明文化したものである。我が国の判例の考え方によれば、慰謝料額は諸般の事情を考慮して裁判官が裁量により算定し、裁判官は算定の根拠を明らかにする必要はないとされてきた（最高裁判所昭和47年6月22日判決【判例時報673号41頁】等）。また、慰謝料額の算定に当たって裁判所が斟酌すべき諸般の事情については何らの制限がなく、判例上も多岐にわたっているが、本条項案は、それらの中から特に重要と思われる事由を取り上げたものである。

具体的には、「侵害行為の態様」は違法性判断の中核的な要素であること、「故意又は重大な過失の有無」については軽度の過失の場合に比べて精神的苦痛を加重させる要因となり得ること、「侵害された権利又は法律上保護される利益の性質」は損害額を考える上での重要な要素であることから、考慮事由として掲げている。また、「当事者の関係」を掲げたのは、上記の弁護士対象のアンケート

ト等において、セクハラ・パワハラ等のハラスメント被害、DV・ストーカー被害、性暴力被害、いじめ、虐待、公害、暴力団による被害、消費者被害などの個別分野については、賠償額の増額・適正化が相当という意見が多かったこと、最高裁判例においても当事者双方の社会的地位が慰謝料として参酌すべき事情とされていること（最高裁判所昭和40年2月5日判決【最高裁判所民事判例集77号321頁】等）を踏まえ、当事者の人的関係性を背景とした違法行為においては特に慰謝料額の適正化の必要性が高いことを考慮したものである。

これらはいずれも、判例において考慮事由として一般的に認められているものであるが、このような事由をあえて明文化する意味は、慰謝料額の算定に当たり特に重要な事由を明記することにより、慰謝料額が低額に止まるとの指摘がある分野において、裁判所が適正な金額を算定することをより意識的に行うことを促す意図によるものである。このような規定を設けることで、慰謝料額算定のための主張・立証の対象が明確となり、それに向けた当事者の訴訟活動が活性化するとともに、裁判官もこれまでの損害額の相場観にとらわれることなく、慰謝料額が低額であるとの指摘がある分野について、社会的にどのくらいの金額が適正かをより具体的に検討することにつながり、裁判を通じて慰謝料額の適正化が図られることが期待できる。

本提言のような、裁判所が金額を算定するための考慮事由を条文に盛り込んでいる例としては、特別寄与料の算定（民法第1050条第3項）の規定があり、裁判所が損害賠償額を定める場合の考慮事由を規定している例としては、過失相殺（民法第418条・第722条第2項）の規定がある。

#### 4 本提言において検討した問題点や課題

##### (1) 判例で認められている事項を条文化することの有効性について

以上のような提言に対しては、裁判実務で現実に考慮されてきた事由をあえて条文に明記することの意味、有効性について疑問を挟む向きもありうるが、条文上、現行規定のように慰謝料額算定の基準が何ら定められていないよりは、主な考慮事由が明記されている方が裁判規範としてはより相当といえることができる。前述した民事司法を利用しやすくする懇談会最終報告書（2013年（平成25年）10月30日）においても「裁判所の慰謝料額の算定額が、被害者の精神的損害を慰謝するのに十分であり、かつ、ある程度予測可能性が認められるように」するためには「算定について考慮すべき事由を・・・法律の条文上に例示的に列挙すること」が有効と考えられる（同報告書19項）、としている。そして、法案成立に至る審議等を通じて現行の慰

謝料額の算定の在り方を見直しその適正化を図るためという法改正の趣旨が裁判官や弁護士らの法曹実務家に共有されることにより、法改正が実現されれば、慰謝料額が不十分な分野に関して改正の趣旨を踏まえて算定実務の見直しが期待できる。

## (2) 自由心証主義との関係について

本提言は、あくまで慰謝料算定に当たり考慮すべき事由を例示的に列挙するものであり、「その他一切の事情を考慮する」と表記していることから明白なように、裁判所の損害額認定に縛りをかけるものではない。このように、本提言は、裁判官が自由な裁量により損害額を定めることを前提としている。

## (3) 実体法の改正以外の方策について

慰謝料額算定の適正化が、提言する民法改正以外の相当な方策でも実現できるのであればそれについても検討がなされるべきである。

先の司法制度改革審議会意見書でも「過去のいわゆる相場にとらわれることなく、引き続き事案に即した認定の在り方が望まれる」とされたことは前述したとおりであるが、同意見書では新民事訴訟法において、損害額を立証することが極めて困難であるときには、裁判所の裁量により相当な損害額を認定することができるとして（民事訴訟法第248条の新設）、当事者の立証負担の軽減を図ったところである」とも指摘されたが（同意見書33頁）、民事訴訟法第248条の「損害額の認定」に関連して裁判所が財産以外の損害額（精神的損害額）を認定するに当たり、提言の趣旨記載のような事由を考慮して、その裁量により適正と判断する金額を定めるという内容の規定を新設するなど、民事訴訟法の改正による方策も検討の余地があるものと考えられる。

今後、法制度の検討が進み、法制定の検討過程において、慰謝料額算定の適正化のための法制度として、民事訴訟法の改正による方法や特別法の制定などの別の案が示された場合でも、本提言の趣旨に沿うものであれば、その当否の検討をするに当たっては柔軟な態度をとるべきと考える。

## 5 むすび

慰謝料額算定の適正化が民事司法分野の重要な課題として意識されてから長い年月が経過している。慰謝料額算定の適正化は、民事司法改革のテーマのひとつとして検討課題とされ、当連合会も繰り返しシンポジウムや意見表明などを行ってきたが、昨今の情勢から実現の機運がうかがえることは前述のとおりである。当連合会は、その時機を失することなく損害賠償実務の発展を促すべく本提言を行うものであり、提言の目的実現に向け取組を進める所存である。